

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施

行規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「卒業した者」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第五条第一号及び第六条第一号において同じ。）」を加え、同条第二号中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第五条第三号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改め、同条第四号イ中「卒業した者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて同法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第六条第二号中「大学」の下に「（短期大学を除く。次号において同じ。）」を加え、同条第三号中「の学部で」を「において」に改め、同条第七号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する幼稚園、」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改める。

第七条第一号中「卒業した者」の下に「（学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第二号中「学校教育法に規定する大学の学部で」を「学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において」に、「同法に規定する大学の学部で」を「同法に規定する大学において」に改め、同条第六号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「教諭となる資格」を「教諭の免許状」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。